

広島市開発登録簿調書

登録番号 26

開 発 許 可		番 号	広島市指令指宅 第 332 号	番 号	年 月 日	内 容
開 発 許 可 受 け た 者		住 所	広島市中区大手町三丁目1-1	10	広島市指令指宅 第293号	H.12.10.6 工事施行者の変更(追加) ・東京都港区芝浦-丁目2-3 清水建設(株)代表取締役 野村哲也
工 事 施 行 者 (JV)		氏 名	東亜地所(株) 代表取締役 西本昌弘	20	広島市指令指宅 第91号	H.15.8.27 開発行為変更許可 ・開発区域の面積の変更その他
許 可 に 基 づ く 地 位 の 承 継	承 継 者	住 所	東京都千代田区喜見-丁目10-26 (H12.10.6登録) 東京都港区芝浦-丁目2-3	30	広島市指令指宅 第293号	H.15.9.29 検査済証(取付道路工区 A=31,086.98㎡, 1-1工区 A=297,970.04㎡)
	承 継 者	氏 名	前田建設工業(株) 代表取締役社長 前田靖治 清水建設(株) 代表取締役社長 野村哲也	30	広島市指令指宅 第27号	H.15.9.29 ————
開 発 行 為 の 概 要	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 お よ び 地 番	番 号		40	広島市指令指宅 第128号	H.17.4.7 開発行為変更許可 { 汚水管底高の変更 近隣公園内の樹木及び遊具の変更
	開 発 面 積	年 月 日	平成 年 月 日	40	広島市指令指宅 第98号	H.17.4.26 検査済証(2-1工区 A=117,664.83㎡, 2-2工区 A=5,797.15㎡, 2-3工区 A=24,128.22㎡)
予 定 工 期	予 定 建 築 物 の 用 途	住 所		40	広島市指令指宅 第11号	H.18.12.20 開発行為変更許可 ・開発区域の面積の変更その他
	宅 地 区 画 お よ び 戸 数	氏 名		40	広島市指令指宅 第15号	H.19.1.18 検査済証(3-1工区 A=149,153.19㎡)
工 事 完 了	区 域 及 び 地 域 等	住 所		40	広島市指令指宅 第29号	H.20.2.6 検査済証(5-1工区 A=48,084.94㎡)
	区 域 及 び 地 域 等	氏 名		40	広島市指令指宅 第32号	H.20.6.3 検査済証(4-3工区 A=45,106.83㎡)
予 定 工 期	着 手	番 号		40	広島市指令指宅 第253号	H.21.4.20 検査済証(3-2工区 A=82,717.88㎡) H22.7.1 住所変更届出済 (旧)代表取締役西本昌弘 (新)代表取締役西本昌弘
	完 了	年 月 日	平成 年 月 日	40	広島市指令指宅 第98号	H.24.2.20 検査済証(1-2工区 A=16,853.93㎡)
工 事 完 了	検 査	開 発 行 為 の 概 要	安佐南区山本町字方置山2496番地ほか (別紙1のとおり)	40	広島市指令指宅 第39号	H.25.6.4 検査済証(5-2工区 A=77,925.00㎡)
	公 告	法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容	別紙2のとおり 別紙2のとおり 別紙2のとおり	40	広島市指令指宅 第102号	H.27.3.12 開発行為変更許可 { 宅地割及び道路の位置の変更 ・擁壁の種類の変更 その他
備 考		予 定 工 期	着 手 許 可 の 日 から 7 日 以 内 平成 12 年 2 月 10 日 完 了 着 手 の 日 から 5 年 6 月 以 内 平成 13 年 9 月 9 日	40	広島市指令指宅 第147号	H.27.3.30 検査済証(4-1工区 A=146,069.06㎡)
		予 定 工 期	着 手 許 可 の 日 から 7 日 以 内 平成 12 年 2 月 10 日 完 了 着 手 の 日 から 5 年 6 月 以 内 平成 13 年 9 月 9 日	40	広島市指令指宅 第13号	H.29.11.14 開発行為変更許可 { 計画地高さの変更 ・工事施行者の変更 (旧)前田建設工業(株)・清水建設(株) →(新)前田建設工業(株)
		予 定 工 期	着 手 許 可 の 日 から 7 日 以 内 平成 12 年 2 月 10 日 完 了 着 手 の 日 から 5 年 6 月 以 内 平成 13 年 9 月 9 日	40	広島市指令指宅 第275号	H.30.2.28 検査済証(4-2工区 A=79,255.69㎡)
		予 定 工 期	着 手 許 可 の 日 から 7 日 以 内 平成 12 年 2 月 10 日 完 了 着 手 の 日 から 5 年 6 月 以 内 平成 13 年 9 月 9 日	40	広島市指令指宅 第10号	H.30.2.28 平成27年3月12日付。法第41条第1項の制限を撤回